

重要：必ず保護者の方にお渡しください。

令和8年度 高校生等奨学給付金のご案内

申請期限：7月27日（月）

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・給付金は年1回支給されます。毎年申請手続きが必要です。

※今年度から対象が年収490万円相当の世帯まで拡充されています。
昨年度は対象外であった世帯も、支給対象となる可能性があります。
※今年度は就学支援金の申請において所得確認が不要となっているため、学校では支給対象となる世帯を把握することができません。
下記の支給要件を十分にご確認ください。

対象世帯（以下①～④のいずれかに該当する世帯）

- ① 令和8年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ② 保護者等全員の「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」が**非課税**の世帯
- ③ 保護者等全員の「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」の合算額（以下、所得割合算額）が100円以上105,500円未満の世帯
※年収目安270万円以上380万円未満の世帯
- ④ 保護者等全員の所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯
※年収目安380万円以上490万円未満の世帯

◆「道府県民税・市町村民税 所得割額」は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書（市町村役場で発行）
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて6月頃に配布）
- 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

区分	給付対象世帯及び給付額	
	給付対象世帯	給付額（全日制）
①	生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円
②	住民税非課税世帯	143,700円
③	年収270～380万円相当の世帯	47,900円
④	年収380～490万円相当の世帯	35,930円

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・令和8年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和8年7月1日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回以上給付されていないこと
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

- ① QRコードから「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインします。（就学支援金と共通のID・パスワードです。通知書を紛失した場合は事務室へご連絡ください。）
- ② 入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。
収入情報の提出方法は、次の1～3のいずれかです。



1. 個人番号を入力する
…過去に奨学給付金の申請で個人番号を提出している場合、「***」と表示されます。番号に変更がない場合、再度の入力は不要です。
2. 課税証明書等を画像化しアップロードする
…証明書の全体が写るように画像化してください。
3. 課税証明書等を学校へ提出する
…オンライン申請入力後、お早めに提出してください。

※申請手順の詳細については、オンライン申請システム、または兵庫県教育委員会事務局財務課HPに掲載している「申請者向け操作マニュアル」をご確認ください。

※オンライン申請が困難な場合、書面での申請も可能です。事務室へご連絡ください。

申請に必要なもの

【区分①：生活保護（生業扶助）受給世帯】

次のいずれか

- ・ 生徒本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 ※生活保護受給証明書でも代用可能

【区分②～④：住民税非課税世帯～年収490万円相当の世帯】

次のいずれか

親権者が父母の場合は、2名分を提出してください。無収入の場合も提出が必要です。

- ・ 保護者等全員の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・ 令和8年度課税証明書

※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能

※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

申請期限・給付予定時期

申請期限 令和8年7月27日（月）

給付予定時期 令和8年10月頃 ※審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・ はなまる連絡帳、学校HPに参考資料を掲載しています。併せてご確認ください。
- ・ 学校の定める日までに申請ができない場合、支給決定できません。
申請期限を厳守してください。
- ・ 保護者等が令和8年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・ 家計急変または制服加算に係る申請については、事務室までご連絡ください。
- ・ 控除対象配偶者である等の理由により、所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告をしてください。

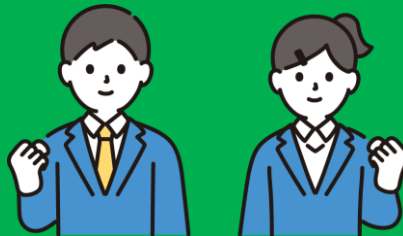
問い合わせ先

兵庫県立太子高等学校事務室 （電話：079-277-0123 自動応答⑥）

大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



奨学のための
給付金

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

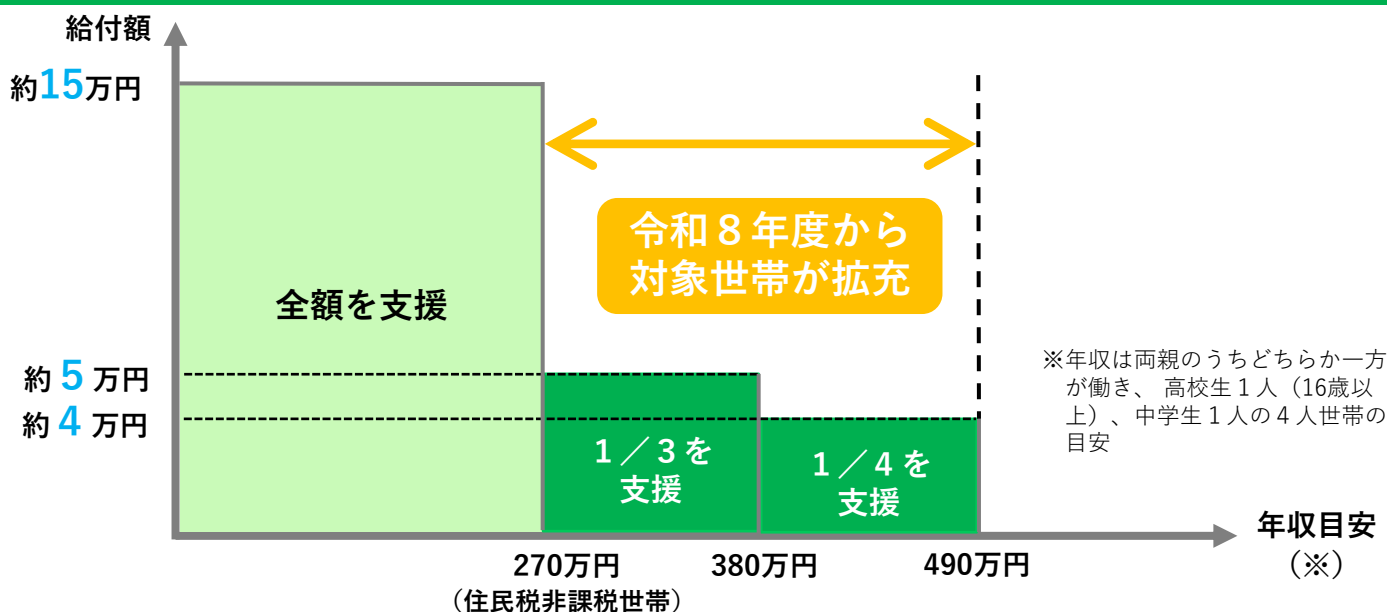
- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収**270万円以上380万円未満**の世帯 **拡充**
- 年収**380万円以上490万円未満**の世帯 **拡充**

※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります(詳細は次頁参照)。
※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。

令和8年度の支援イメージ（私立高校・全日制の場合）



詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

国籍・在留資格等の要件

必要書類

①

高等学校等（外国人学校を除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- ①日本国籍を有する者
- ②特別永住者
- ③永住者
- ④日本人の配偶者等
- ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

外国籍の生徒等については、以下のいずれかの書類

- ・特別永住者証明書の写し
- ・在留カードの写し
- ・住民票の写し（原本）

（家族滞在は以下の書類も提出）

- ・小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

②

高等学校等に在学する①以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯

生徒等の以下のいずれかの書類

- ・在留カードの写し
- ・住民票の写し（原本）

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。



保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などは
マイナポータルで「わたしの情報」
から確認できます。



保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（※）により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況により判定

所得要件

必要書類

①

- 上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯
- ・生活保護世帯
 - ・住民税非課税世帯
 - ・所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯（年収270～380万円世帯）
 - ・所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯（年収380～490万円世帯）

以下のいずれかの書類

- ・生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- ・保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書 等

②

- 上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯
- ・生活保護世帯
 - ・住民税非課税世帯

令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)		① ② 生活保護世帯・ 住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)		① 所得割額が 100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)		① 所得割額が 105,500円以上182,500円未満 (年収380～490万円世帯)	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯		3万2,300円	5万2,600円				
上記以外 の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万670円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万500円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円



家計急変支援について

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に支援を受けることができます。
- 家計急変事由が発生した場合、速やかにお住まいの都道府県または学校へ相談して下さい。

主な
要件

対象となる家計急変事由に該当

+

世帯年収が所得要件相当まで減少
※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

給付額

7月1日
までに急変

年額を給付

7月2日
以降に急変

年額を月割りにした額を給付

各種就学支援制度の申請は、
原則、**オンライン申請システム**を利用してください。

オンライン申請が利用可能な就学支援制度

①高等学校等就学支援金 ②高校生等奨学給付金 ③学び直し支援金 ④専攻科修学支援金
⑤授業料等減免 ⑥特別支援教育就学奨励費 の全6制度(家計急変含む)です。
※市立学校は、①②③⑥の全4制度(家計急変含む)です。

オンライン申請のメリット

- パソコンやスマートフォンで、いつでも手続きができます。
- 申請内容の修正、再提出が簡単です。
- マイナンバー(個人番号)カードがあれば、マイナンバーの提出を省略できる場合があります。(通知カードは不可)
- マイナンバー、課税証明書等での申請にも対応できます。

申請手順 ※以下は、高校生等奨学給付金の申請手順です

1. ログイン

ID・パスワードを入力します
申請メニューを選択します

2. 生徒情報・ 学校情報入力

表示される情報を確認し
修正・追加等入力を行います

3. 保護者等 情報入力

(初回申請)
保護者等人数確認画面から
保護者等情報を入力します
(2回目以降の申請)
前回情報に変更がある場合
修正します

4. 収入 情報入力

審査に必要な課税情報の取得や
マイナンバーの入力等を行います
※入力方法は裏面をご覧ください

5. 提出

入力内容を確認した上で、
電話番号・メールアドレスを入力
し「申請を行う」ボタンを押すと、
申請完了です

- ◆ 入力情報は各制度により異なります。
- ◆ オンライン申請システムでは外字等の入力ができないため、ID・パスワード通知書等、発行される通知書は外字を常用漢字等に置き換えていますので、ご了承ください。
- ◆ 審査完了後は、システムから認定結果通知書等が閲覧・印刷等できます。
- ◆ 審査完了のお知らせは、登録されたメールアドレスへメール送信により行います。

収入情報の入力方法

以下のいずれかの方法で、収入情報を提出することができます。

I. マイナポータルアプリから課税情報等を取得する場合(要マイナンバーカード)

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得し、提出することができます。この場合、マイナンバーを提出する必要はありません。

※申請する制度により取得する情報が異なり、複数回カードを読み取る場合があります。

※一部申請で利用ができない場合があります。別の方法により申請をしてください。



II. マイナンバーを入力する場合

保護者等のマイナンバー・課税地情報等を入力し提出することで、県がマイナンバーを利用して課税情報等を確認することができます。

過去にマイナンバーを提出済の場合、マイナンバーの再提出は不要です。

III. マイナンバーを利用せず、課税証明書等を提出する場合

III-1 スマートフォンのカメラ又はスキャナ等で課税証明書等を画像化し、申請画面にアップロードします。

III-2 課税証明書等を書面で申請先に提出します。

☐ 個人番号を入力する

☒ 所得確認書類を画像添付にて提出する

☐ 所得確認書類をシステム外で学校へ提出する

所得確認書類登録

就学支援金の支給を受けようとする時期の区分を確認し、いずれかを選択してください。

☐ 4月～6月分の支給を受けたいので前年度の課税証明書等を添付します。

☐ 7月～翌年6月分の支給を受けたいので今年度の課税証明書等を添付します。

所得確認書類画像

ファイル選択

その他

- 書面での申請を希望される場合は、申請先に申し出てください。
- 申請手順の詳細については、オンライン申請システム又は兵庫県教育委員会事務局財務課HPに掲載している「申請者向け操作マニュアル」等をご確認ください。

👉 オンライン申請システム
(<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)



👉 財務課ホームページ
(<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/enjo/>)



【お問合せ先】

- ①兵庫県内の学校に在学→在学先の学校(事務室)へ
- ②兵庫県内の国立学校または兵庫県外の学校に在学→財務課へ

高校生等奨学給付金 Q&A

Q1 対象となる高校生等とは？

A1 次にあげる学校に通う生徒のことを、「高校生等」と呼びます。

- ・国公立の高等学校
- ・高等専門学校(1～3学年)
- ・中等教育学校後期課程
- ・専修学校(高等課程)
- ・国家資格養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(告示で指定)

Q2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

A2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書(市町村役場で発行)
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」
(勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。)
- 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)

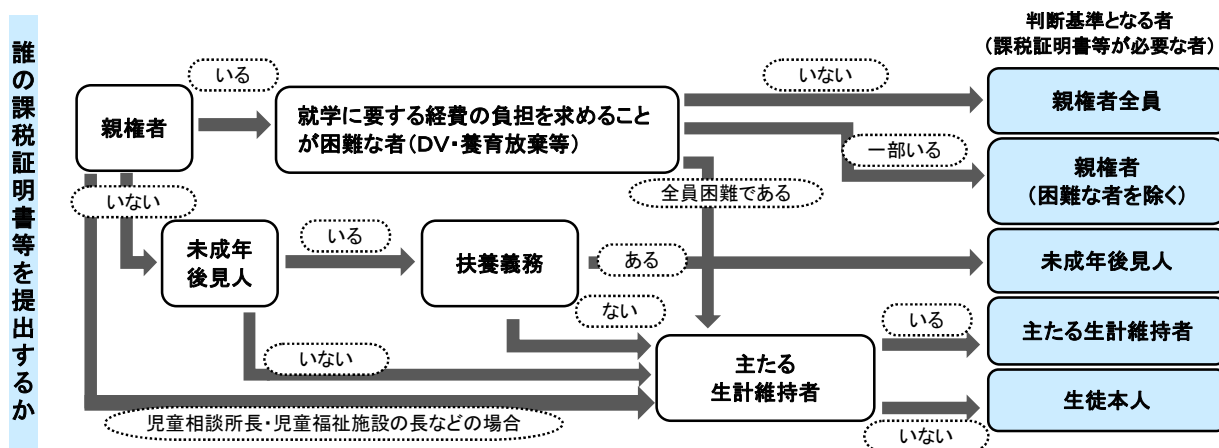
	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

Q3 個人番号又は、課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

A3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。

親権者が父母の場合は、父母2名分を提出してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告をしてください。



Q4 申請したら必ず全員に支給されますか？

A4 収入基準を満たし、かつ申請内容に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

Q5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合(所得確認ができない場合)は支給対象外です。

Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A6 基準日である7月1日現在(※)で、年度末まで休学の場合は対象外です。

7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

Q7 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A7 給付金は基準日(7月1日)(※)時点で判断します。

そのため、基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

Q8 生徒は兵庫県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。兵庫県に申請できますか？

A8 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。

申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。

生徒・保護者等のみなさまへ

高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

高校生等奨学給付金の認定にあたり、オンライン申請で個人番号を入力された場合、又は個人番号カード等の写しを提出された場合、個人番号を利用して認定審査に必要な税情報等の確認を行います。提出された個人番号は以下のとおり取り扱います。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員の住民税所得割額を確認することから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。